

札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 要綱第5条の規定による申請は、重度心身障がい者医療費受給者証交付申請書(様式1)又はひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(様式2)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

(1) 重度心身障がい者医療費の助成を受けようとする場合

ア 要綱第3条に規定する世帯主等(以下「世帯主等」という。)が属する世帯の全員の住民票の写し

イ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は要綱第2条第5項に掲げる医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)による被保険者証又は組合員証

ウ 要綱第2条第1項第1号に規定する身障手帳、同項第2号に規定する状態にあることを判定若しくは診断した書類又は同項第3号に規定する精神保健手帳

エ 要綱第3条第2項第3号に規定する重度心身障がい者又は配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の助成にあつては、前々年の所得とする。)を証明する書類

(2) ひとり親家庭等医療費の助成を受けようとする場合

ア 前号ア及びイに定める書類

イ 現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類

ウ 児童が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続いて特別支援学校の高等部(専攻科を除く。)に在学するときは、在学証明書

エ 要綱第3条第2項第4号又は第5号に規定するひとり親家庭の母又は父等若しくは受給配偶者等の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の助成にあつては、前々年の所得とする。)を証明する書類

2 前項の規定にかかわらず、区長は必要と認めるときは、前項に規定する以外の書類の提出を求め又は前項に規定する書類の提出を省略することができる。

3 区長は、第1項に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請書を審査し、要綱第3条に規定する対象者となる資格(以下「対象資格」という。)があると認めたときは、重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費助成受給者台帳(様式3)に登録し、対象資格がないと認めたときは、重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書(様式4)により、当該申請者に通知するものとする。

(所得の額)

第2条の2 要綱第3条第2項第3号に規定する所得の額は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第2条第2項に規定する額とする。

2 要綱第3条第2項第4号及び第5号に規定する所得の額は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第6項に規定する額とする。

(所得の範囲及び所得の額の計算方法)

第2条の3 要綱第3条第2項第3号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条及び第5条の規定を準用する。

2 要綱第3条第2項第4号及び第5号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第5項、第3条第1

項、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同法施行令第4条第2項第3号中「控除を受けた者（母を除く。）」とあるのは「控除を受けた者」と、同項第4号中「控除を受けた者（母及び父を除く。）」とあるのは「控除を受けた者」と読み替えるものとする。

(受給者証)

第3条 要綱第6条に規定する受給者証は、重度心身障がい者医療費受給者証(様式5)及びひとり親家庭等医療費受給者証(様式6)によるものとする。

(受給者証の有効期限)

第4条 前条に規定する受給者証の有効期限は、毎年7月31日までとし、8月1日に更新するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(受給者証の提示)

第5条 要綱第6条の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)が、診療、薬剤の支給又は手当を受けようとするときは、市長と協定を締結した病院、診療所、薬局若しくはその他の者(以下「協定医療機関」という。)又は市長が別に定める医療機関(以下「協定外医療機関」という。)に受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第6条 要綱第7条に規定する医療費の助成は、受給資格者の疾病又は負傷について国民健康保険法その他の法令の規定により被保険者若しくは組合員が保険医療機関又は保険薬局に支払いすべき額(当該法令の規定により負担すべき健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額又は同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額がある場合は、その額を控除した額)から第8条第1項第1号に規定する基本利用料の額(当該法令の規定により指定訪問看護を受けた場合に限る。)及び同項第2号に規定する初診時一部負担金並びに同項第3号に規定する市長が定める額を控除した額に相当する額を、協定医療機関又は協定外医療機関(以下「協定医療機関等」という。)に支払うことによつて行う。ただし、市長は、当該支払った額に高額療養費、高額介護合算療養費、外来療養に係る高額療養費、療養費又は付加給付金(以下「高額療養費等」という。)がある場合は、当該高額療養費等に相当する額を世帯主等から徴収するものとする。

(高額療養費等の徴収)

第7条 市長は、前条ただし書の規定による高額療養費等に相当する額を徴収するときは、世帯主等から高額療養費等の受領に関する委任を受け、世帯主等が加入する国民健康保険又は医療保険各法の保険者から、当該高額療養費等に相当する額の支払いを受けるものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、当該高額療養費等に相当する額を世帯主等に請求し、徴収をすることができるものとする。

(初診時一部負担金等)

第8条 要綱第4条に規定する基本利用料、同条第1号に規定する初診時一部負担金及び同条第2号に規定する市長が定める額は、次に掲げる額とする。

- (1) 基本利用料 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に高確法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額。ただし、その額を同一の月において合算した額が3,000円を超えるときは、3,000円
- (2) 初診時一部負担金 初診1回につき内科診療にあつては580円、歯科診療にあつては510円、柔道整復師等による施術にあつては270円とする。ただ

し、初診の際に当該医療に関する法令の規定により負担すべき額が、初診時一部負担金と同額又はこれより低額の場合は、当該負担すべき額を、初診時一部負担金とする。

- (3) 要綱第4条第2号に規定する市長が定める額 高確法の規定による医療を受けることができる者が高確法の規定(第67条第1項第2号及び第3号の規定を除く。)により負担すべき額に相当する額(以下「自己負担額」という。)から第1号の基本利用料の額を控除した額。ただし、自己負担額及び前号の規定による初診時一部負担金の額を同一の月及び世帯において合算した額が57,600円(療養のあつた月以前の12月以内に既に当該合算した額が57,600円を超える月数が3月以上ある場合にあっては44,400円)を超えるときは、市長が別に定める額

- 2 前項第3号の規定により自己負担額を算定する場合にあっては、高確法の規定の例による。この場合において、高確法第76条第2項第1号及び第77条第3項中「第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号」とあるのは「第67条第1項第1号」と、高確法第78条第4項中「第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号」とあるのは「第67条第1項第1号」と「得た額」とあるのは「得た額(その額を同一の月において合算した額が3,000円を超えるときは、3,000円)」と、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第14条第1項及び同条第2項中「高額療養費算定基準額」とあるのは「57,600円(療養のあつた月以前の12月以内に既に自己負担額(札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成実施要領第8条第1項第3号に規定する自己負担額をいう。))が57,600円を超える月数が3月以上ある場合にあっては44,400円)」と、同条第3項中「高額療養費算定基準額」とあるのは「18,000円(ただし、入院療養以外の療養にかかる自己負担額(札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成実施要領第8条第1項第3号に規定する自己負担額をいう。))の前年8月1日から7月31日までの期間の合計額が144,000円を超える場合にあっては当該期間で144,000円(この場合において、当該期間の途中に転入し、又は転出したことにより当該期間に他の市町村(北海道内に限る。)で同様の助成を受けたときは、当該助成の状況を勘案し、高額療養費算定基準額を定めるものとする。))」と、同令第16条第1項第1号及び同項第2号中「次のイからカまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからカまでに定める額」とあるのは「57,600円(療養のあつた月以前の12月以内に既に自己負担額(札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成実施要領第8条第1項第3号に規定する自己負担額をいう。))が57,600円を超える月数が3月以上ある場合にあっては44,400円)」と、同項第3号中「第14条第3項の規定により高額療養費を支給する場合」とあるのは「入院療養以外の療養」と、「次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額」とあるのは「3,000円(法第64条第1項第2号に規定する薬剤の支給に合わせて同項第1号に規定する診察、同項第2号に規定する治療材料の支給又は同項第3号に規定する処置、手術その他の治療を行う場合にあっては、6,000円)」と読み替えるものとする。

(助成方法の特例)

第9条 第6条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、要綱第4条に規定する額を世帯主等に支給することによつて行うことができる。

- (1) 受給資格者が協定医療機関等以外から、診療、薬剤の支給、手当又は指定訪問看護を受けたとき。

- (2) 国民健康保険法による保険外併用療養費(同法の規定により保険者が医療機関に支払う場合を除く。)又は療養費が支給されたとき。
 - (3) 医療保険各法による保険外併用療養費(これらの法律の規定により保険者が医療機関に支払う場合を除く。)若しくは療養費又はこれらに相当する家族療養費が支給されたとき。
 - (4) 受給資格者が受給者証の交付を受けた日の属する月に診療、薬剤の支給、手当又は指定訪問看護を受けたとき。
 - (5) 第13条の規定により、受給資格者が受給者証の交付を停止されているとき。
 - (6) 前各号に定める場合のほか、区長が特に必要があると認めたとき。
- 2 世帯主等は、前項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするときは、重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費支給申請書(様式8)に療養に要した費用に関する証拠書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、本市が行う国民健康保険の被保険者である受給資格者が前項第2号に規定する療養費の支給を受けたときは、療養に要した費用に関する証拠書類を添えることを要しない。
- 3 区長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請書を審査し、支給すべきものと決定したときは、すみやかに助成金を支給する。この場合、支給決定に2日以上の日数を要するものにあつては、重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費支給決定通知書(様式9)により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 世帯主等は、第2項に規定する申請書の提出をするときは、世帯主等が当該医療費を医療機関に支払った日から起算して2年以内に行うものとする。ただし、区長が、世帯主等に2年を超えたことに対して特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(届出)

第10条 要綱第8条第1項第1号の規定による届出は、重度心身障がい者医療費受給者住所・氏名等変更届(様式10(その1))又はひとり親家庭等医療費受給者住所・氏名等変更届(様式10(その2))により、同条同項第2号の規定による届出は、重度心身障がい者医療費受給資格喪失届(様式11(その1))又はひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式11(その2))に受給者証を添えて遅滞なく区長に行うものとする。
(受給者証の再交付申請)

第11条 受給資格者が受給者証を汚損し、又は紛失したときは、重度心身障がい者医療費受給者証再交付申請書(様式12(その1))又はひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(様式12(その2))により区長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を汚損したときの前項の申請には、その受給者証を添付しなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において紛失した受給者証を発見したときは、すみやかに発見した受給者証を区長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第12条 区長は、第10条に規定する重度心身障がい者医療費受給者住所・氏名等変更届若しくはひとり親家庭等医療費受給者住所・氏名等変更届又は前条第1項に規定する重度心身障がい者医療費受給者証再交付申請書若しくはひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書の提出があつたときは、受給者証を作成して、これを当該申請者に交付するものとする。

(受給者証の交付の停止)

第13条 要綱第6条第2項の規定に基づき、市長は、第4条の規定による更新を行う

際に、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該各号に定める期間、受給者証を交付しないことができる。

- (1) 本来市が受領すべき要綱に基づく医療費の助成が原因で発生した高額療養費等（以下「市が受領すべき高額療養費等」という。）を保険者から直接受領し、かつ、市に返還しない者 市が受領すべき高額療養費等を市に返還するまでの期間
- (2) 市が受領すべき高額療養費等を、市が保険者から受領する手続のために必要な書類を提出しない者 別に定める書類を市に提出するまでの期間
- (3) 給付を受けた助成金のうち、本来負担すべき自己負担額に相当する額を市に返還しない者 本来負担すべき自己負担額を市に返還するまでの期間
(助成金の返還)

第14条 市長は、要綱第10条の規定により助成金を返還させるときは、重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費助成金返還命令書(様式13)を当該助成金を返還させる者に対して送付するものとする。

(委任)

第15条 この実施要領に定めるもののほか、医療費の助成について必要な事項は、保険医療部長が定める。

附 則

この実施要領は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、昭和54年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この実施要領の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、昭和55年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この実施要領の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、昭和58年2月1日から施行する。

- 2 この実施要領の施行日前の医療費に係る助成金の支給については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、昭和58年3月17日から施行する。

- 2 この要領による改正後の札幌市重度心身障害者及び母子家庭等医療費助成実施要領様式5、様式6の規定は、昭和58年度分からの助成について適用し、昭和57年度分の助成については、なお従前の例による。

附 則

この実施要領は、昭和58年12月3日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、昭和59年10月1日から施行する。

- 2 この実施要領の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例

による。

附 則

- 1 この実施要領は、昭和60年1月1日から施行する。
- 2 この実施要領の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この実施要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、昭和63年11月4日から施行する。
- 2 この要領施行の際現に札幌市重度心身障害者及び母子家庭等医療費助成実施要領の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成7年5月24日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成9年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前の医療費に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年7月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の札幌市重度身障障がい者およびひとり親家庭等医療費助成実施要領（以下「改正後の要領」という。）第8条の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成33年10月31日までに間においては、改正後の要領第8条第1項第3号中「57,600円を」とあるのは「57,600円（平成29年7月以前の月分の当該合算した額については44,400円）を」と、同条第2項中「57,600円を」とあるのは「57,600円（平成29年7月以前の月分の当該自己負担額については44,400円）を」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の札幌市重度身障障がい者およびひとり親家庭等医療費助成実施要領（以下「改正後の要領」という。）第8条第2項の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和3年8月1日より施行し、第2条の3 第2項の読替規定は平成14年8月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年5月1日から施行し、令和6年11月1日から適用する。ただし、令和6年10月31日までは、なお従前の例による。

附 則（令和8年8月1日）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年8月1日から施行する。
ただし、改正後の札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成実施要領（以下「改正後の要領」という。）第8条第1項第3号中「高確法の規定（第67条第1項第2号及び第3号の規定を除く。）」に関する部分の規定は、令和4年10月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後の要領第8条第1項第3号中「高確法の規定（第67条第1項第2号及び第3号の規定を除く。）」に関する部分の規定は、令和4年10月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。